

○日南市「みやざき林業大学校」修学資金貸与条例施行規則

令和元年9月26日規則第28号

改正 令和4年12月16日規則第39号

日南市「みやざき林業大学校」修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日南市「みやざき林業大学校」修学資金貸与条例（令和元年日南市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 申請者（条例第4条第2項に規定する申請者。以下同じ。）は、「みやざき林業大学校」修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 林業大学（条例第2条第1号に規定する林業大学。以下同じ。）の在籍証明書（入学予定者にあつては、入学（受講）の決定通知書）

(3) 戸籍抄本又はこれに代わる書面

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人（条例第5条第1項に規定する連帯保証人。以下同じ。）は、独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 条例第6条に規定する貸与生又は同第7条第1項に規定する借受者（以下「貸与生等」という。）は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(借用証書の提出)

第4条 修学資金貸与の決定を受けた者は、市長が定める日までに「みやざき林業大学校」修学資金借用証書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、貸与額を均等に分けて、4月と10月に交付する。ただし、修学資金の貸与の決定が交付の月以降の場合は、貸与の決定の後、速やかに交付することとする。

(貸与の辞退)

第6条 貸与生が修学資金の貸与を辞退しようとする場合は、「みやざき林業大学校」修学資金貸

与辞退申出書（別記様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請）

第 7 条 条例第 8 条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、「みやざき林業大学校」修学資金返還猶予申請書（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（返還の免除の申請）

第 8 条 条例第 9 条又は第 10 条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、「みやざき林業大学校」修学資金返還免除申請書（別記様式第 7 号）に同条に該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（届出）

第 9 条 貸与生等（貸与生等が死亡したときは、父母又はこれに代わる者）は、次に掲げる事情が生じたときは、直ちに変更事項等届出書（別記様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 貸与生等又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- （2） 休学、停学又は退学したとき。

（補則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 16 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。